



後期高齢者医療保険料・国民健康保険料特別徴収のお知らせ

後期高齢者医療・国民健康保険の保険料の特別徴収対象者に通知書を送付します。対象となる人は次のとおりです。対象とならない納付方法による人には、後期高齢者医療は7月中旬に、国民健康保険は6月中旬に通知書を送付します。なお、以前に納付方法変更の届出をされた人は、引き続き口座から引き落とされます。

■後期高齢者医療

- ①平成23年2月の年金から保険料を差し引かれた人
 - ②昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者になられた人で、次の条件に当てはまる人
 - 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
 - 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、差し引かれる年金の受取額の2分の1を超えない
- ※平成22年10月2日から12月1日の間に加入された人は、6月から開始になります。

■国民健康保険

- ①平成23年2月の年金から保険料を差し引かれた世帯主
- ②平成22年4月以降に転入、もしくは65歳になられた世帯主で、次の条件に当てはまる人
 - 国民健康保険に加入し、同じ世帯の被保険者全員が65歳以上
 - 平成22年10月までに年金を受給し、その年額が18万円以上
 - 介護保険料と国民健康保険料の合計額が、差し引かれる年金の受取額の2分の1を超えない

〈問い合わせ先〉国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82・1209) ・国保係 (☎ 82・1177)



知っておきたい障害者福祉制度

■コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者などの社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、講演、説明会、冠婚葬祭、受診、相談、親睦会等において手話通訳、要約筆記を必要とする場合に、依頼に応じて手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣します。

- ◎対象者 市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がいおよび音声機能・言語機能障がいのある人で、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある人
- ◎派遣区域 山口県内
- ◎派遣時間 9:00～17:00
- ◎費用 無料
- ◎申込先
 - 高齢障害課(☎ 82-1170)
 - 社会福祉協議会山陽支所(☎ 72-1813)

■訪問入浴サービス事業

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴、清拭せいしきおよび洗髪等の入浴サービスを提供します。

- ◎対象者 市内に居住し、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ※介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができる人を除きます。
- ◎回数 週2回まで
- ◎費用
 - 事業の利用に要する費用の1割を負担
- ◎申込先
 - 高齢障害課(☎ 82-1170)

〈問い合わせ先〉高齢障害課 (☎ 82・1170)